



宜野湾市告示第 190 号

町の区域の設定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、別図に示すとおり字の区域及びその名称を変更するため、同条第 2 項の規定により告示する。

なお、上記の処分は、令和 5 年 2 月 25 日から効力を生ずるものとする。

令和 4 年 12 月 3 日

宜野湾市長 松川 正則



# 別図

